

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で 03-5226-6608 まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2023年4月28日（金）までに個別通知提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
 - (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点
- (計 100点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国及び類似地域	カメルーン及び全途上国
語学の種類	英語。なお、仏語ができれば望ましい。 (両言語について語学証明書を有する場合は添付すること)

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：

本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。
- (2) 必要予防接種： 入国に際して黄熱予防接種証明書が要求されます。

6. 業務の背景

カメルーン共和国(以下、「カメルーン」)において農業は、就業人口の約 53.3% (2010 年)、GDP の 22.7% (2014 年) を占める基幹産業である。主要な農産品は料理用バナナ (プランテン)、キャッサバ、ヤムイモ等で、伝統的に主食とされてきたが、近年は都市部を中心にコメ食やパン食が広がりを見せている。カメルーンのコメ消費量は増加傾向で、一人当たりの消費量は約 26 kg (2001 年) から約 32 kg (2011 年) に伸びている。一方、国内での生産量は約 19 万トン (2013 年) にとどまっており、約 75 万トン (2013 年) を輸入に頼っている。このような状況下、カメルーン政府はコメの自給率を向上することの重要性を認識し、2009 年に策定した国家稲作振興戦略文書 (“National Rice Development Strategy”、以下 NRDS) で、コメ生産量 (粳ベース) を 10 万トン (2008 年、推計値) から約 97 万トン (2018 年) に伸ばすことを目標に掲げた。

JICA は陸稲生産の振興を目的に、技術協力プロジェクト「熱帯雨林地域陸稲振興プロジェクト (2011 年~2016 年)」を実施し、改良陸稲品種の導入、技術マニュアルの作成、普及人材の育成、陸稲種子生産体制の確立、収穫後処理技術の導入を行った。さらにコメの自給率向上には安定した高収量が見込める灌漑稲作の強化が必要であるとの認識のもと、陸稲稲作に加え、灌漑稲作地域での生産量増加を目指した技術協力プロジェクト「コメ振興プロジェクト (PRODERIP、2016 年~2022 年)」を実施した。同プロジェクトは当初の目標を達成し一定の成果を出した一方、陸稲よりも生産性の高い灌漑水稻への技術協力を強化することや、バリューチェーンの中で消費者の視点も含めた全体的な強化の必要性、地域的な多様性を考慮した全国展開を意識した戦略的なコメ振興とその推進のためのカウンターパートの能力強化の必要性といった課題が指摘された。

このような背景の下、カメルーン政府は我が国に対し、コメの輸入依存体質からの脱却を実現するために、引き続き PRODERIP のアプローチによるコメの品質向上に取り組むつつ、種子、生産、保存加工、販売までを含むバリューチェーン全体を強化することを目的とする「カメルーン国バリューチェーンの強化を通じたコメ振興プロジェクト」(以下、「本プロジェクト」という) の実施に係る協力を要請した。

本詳細計画策定調査では、2021 年 11 月末に実施した基本計画策定調査を踏まえ、カメルーン政府からの協力要請の背景、内容を確認し、先方政府関係機関との協議を経て、協力計画を策定するとともに、本プロジェクトの事前評価を行うために必要な情報を収集、分析することを目的とする。また 2022 年 9 月に実施した PRODERIP の運営指導調査で JICA とカメルーン政府で合意した Cameroon Irrigated and Upland Rice Development Project Results of the Consultation Mission (Recommendation Paper) をもとに、本プロジェクトの実施に係る合意

文書締結を行う予定である。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、評価 6 基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2023 年 5 月下旬～6 月上旬）

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。
- ② カメルーン側関係機関や他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を作成する。作成した質問項目（案）は、現地派遣前に JICA に提出する（現地業務開始前に JICA から先方関係機関等へ配付することを想定している）。
- ③ 基本計画策定調査で合意したプロジェクトの PDM（Project Design Matrix）、PO（Plan of Operations）を元に、修正案を検討する。
- ④ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

（2）現地業務期間（2023 年 6 月上旬～6 月下旬）

- ① JICA カメルーン事務所等との打合せに参加する。
- ② カメルーン側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
- ③ 事前に配付した質問票への回答回収や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
 - ア) 要請背景・内容
 - イ) 関連する開発計画、政策、制度
 - ウ) 関連各組織
 - (a) 所掌業務、組織体制、根拠法
 - (b) 人員体制
 - (c) 役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制
 - (d) 予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み
 - エ) 本プロジェクトに関連する他援助機関（FAO、WFP、EU、世界銀

行、NGO等)および現地民間企業の活動動向、連携の可能性

- ④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案(プロジェクトの協力期間、実施体制、また基本計画策定調査で先方政府と協議した討議議事録(R/D: Record of Discussions))について、加筆、修正すべきポイントを他分野の団員とともに検討する。
- ⑤ 関係者との協議で合意された内容について、R/D(案)(英文)及び協議議事録(M/M: Minutes of Meetings)(案)(英文)の作成に協力する。特に、PDM案の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス1を踏まえ、主担当としての検討及び取りまとめを行う。
- ⑥ 実施機関に対するR/D案を含むM/M案への説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑦ 担当分野に係る調査結果をJICAカメルーン事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間(2023年6月下旬~7月上旬)

- ① 帰国報告会、団内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② プロジェクトを巡る状況分析や評価6基準の観点から、リスク管理チェックシート(案)に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
- ③ 評価6基準の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表(案)を作成し、その取りまとめに協力する。
- ④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書(案)を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

(1) 業務完了報告書

2023年7月7日(金)までに提出。

次の①~②、及び収集資料一式を添付し、電子データにて提出する。

- ① 事業事前評価表(案)(和文)
- ② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文)

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下URLの「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2022年4月-2023年4月追記版)」の「Ⅹ. 業務実施契約(単独型)」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、以下の経路を標準とします。
日本⇄パリ⇄ヤウンデ
日本⇄アディスアベバ⇄ヤウンデ
- (2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等も必要に応じて適宜、見積書に計上ください。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境
 - ① 現地業務日程
現地業務期間は 2023 年 6 月 4 日～6 月 24 日を予定しています。本業務従事者は、JICA の調査団員に 1 週間先行して現地調査の開始を予定しています。なお、現時点でカメルーン入国時の隔離期間は不要です。
 - ② 現地での業務体制
本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。
ア) 総括 (JICA)
イ) 協力企画 (JICA)
ウ) 農業技術 (JICA)
エ) 評価分析 (本コンサルタント)
 - ③ 便宜供与内容
JICA カメルーン事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。
ア) 空港送迎：あり
イ) 宿舎手配：あり
ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
エ) 通訳備上：英語⇄フランス語の通訳を提供
オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第二グループ第五チームから配付しますので、edga2@jica.go.jp 宛にご連絡ください。
 - ・ プロジェクト要請書
 - ・ カメルーン共和国コメ振興プロジェクト終了時評価調査報告書
 - ・ カメルーン共和国バリューチェーンの強化を通じたコメ振興プロジェクト基本計画策定調査報告書
 - ・ Cameroon Irrigated and Upland Rice Development Project Results of the Consultation Mission (Recommendation Paper)

- ② 本業務に関する以下の資料が JICA 図書館等のウェブサイトで公開されています。
 - ・ カメルーン共和国コメ振興プロジェクト中間レビュー調査報告書
JICA 報告書 PDF 版 (JICA Report PDF)

- ③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。
 - ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程 (2022 年 4 月 1 日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則 (2022 年 4 月 1 日版)」
 - イ) 提供依頼メール
 - ・ タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」
 - ・ 本文：以下の同意文を含めてください。
「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1 名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA カメルーン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び

調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上